議員提出第６号

ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」の発動を求める意見書

吉川市議会会議規則第１３条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月１５日

提　出　者　　吉川市議会議員　　飯島　正義

賛　成　者　　吉川市議会議員　　遠藤　義法

〃　　雪田　きよみ

吉川市議会議長　　松﨑　誠　様

提　案　理　由　　口　頭

ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」の発動を求める意見書

既に高水準にあった原油価格は、ウクライナ情勢の緊迫化などを受けてより一層上昇し、企業活動や国民生活への影響が出でいる。燃料油価格の激変緩和措置については、エネルギー価格の上昇を踏まえ、2023年９月に緊急措置として同年内まで措置を講じているところ、今般の対策において、困難な状況に直面する家計や価格転嫁が困難な中小企業等の負担が過重なものとならないよう、緊迫化する国際情勢及び原油価格の動向など経済やエネルギーをめぐる情勢等を見極め、柔軟かつ機動的に運用しつつ、措置を2024年４月末まで講ずると政府が発表した。

しかし、あくまで対策は「補助金のみ」で価格高騰を抑える減税措置に当たる「トリガー条項発動」には踏み切らなかった。そもそも、「ガソリン価格を補助金で安くするということは、物の値段の決まり方としておかしい」との声や、「補助金の財源は結局借金となるため、負担を先送りにするばかりでなく、ガソリン価格の大きな一角を占める税金自体を減税すべき」との声も上がっている。

「トリガー条項」とは、2010年の「所得税法の一部を改正する法律」によって設けられたもので、総務省が発表する小売物価統計調査に基づき、ガソリン平均価格が160円を３か月連続で超えると、ガソリン税の半分に当たる25.1円の課税を停止し減税する仕組みである。2011年の東日本大震災の復興財源確保ための震災特例法で凍結されたが、非常に分かりやすい制度であるため、今こそ凍結は解除すべきである。

よって、国会及び政府に対し、国民の安定した生活を守るために、速やかに凍結を解除し、ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」を発動することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和５年12月15日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

財務大臣